

生徒会慶弔規定

第1項 生徒が死亡したときは、生徒会役員が会葬する。全校生徒1人100円、花輪一基。なお、当該学級の生徒は全員会葬する。

第2項 本校職員死亡のときは、生徒会役員が会葬する。生徒1人100円、花輪一基。

第3項 本校職員転退職のときは、3,000円相当の花束を贈呈する。

第4項 生徒の父母又は保護者の死亡のときは香典として3,000円を供える。なお、当該学級の代表が会葬する。生徒1人100円

(当該学級)

第5項 生徒が病気のため入院又はそれに準ずる重態の場合は、当該学級の生徒の代表が見舞に行く。

第6項 その他のときは中央委員会で決定する。

付 この規定は昭和42年5月30日より施行する。一切、お返しはないものとする。

付 改定 昭和61年1月

忌 引

忌引日数は次のとおりとする。

死亡した者	日数
父 母	7 日
祖 父 母	3 日
兄 弟 ・ 姉 妹	3 日
お じ ・ お ば	1 日
曾 祖 父 母	1 日

付記

- 1 生計を一にする姻族の場合は上記に準ずる。
- 2 葬祭のため、遠隔の地に赴く場合は、実際に要した往復日数を加算することができる。